

大津湖南都市計画南草津プリムタウン土地区画整理事業の換地処分公告について

【事業の経緯】

当該土地区画整理事業につきましては、平成28年1月に設立認可を受けた南草津プリムタウン土地区画整理組合が大津湖南都市計画南草津プリムタウン土地区画整理事業として、平成29年度から令和4年度にかけて工事を実施し、全ての宅地において使用収益の開始をしております。また令和4年度に認可された換地計画（土地の位置、面積、清算金の額など）に基づき、令和5年5月19日（金）に滋賀県より換地処分公告が行われるものであります。

※換地処分公告について、令和5年5月19日（金）の予定ですが、事業の進捗により延期となる場合があります。

【区域内の町および字の区域および名称の変更について】

このことについては、令和4年6月議会にて議決をいただいておりますが、換地処分公告の翌日以降から区域内の町界・町名及び地番が変更されることから、対象区域の字が廃止となり、町名が「南草津プリムタウン一丁目～四丁目」に変更となります。（別紙 町名・町界変更図参照） ※一部、野路町、南笠町で残る区域もあります。

これにより、区域内にお住まいの方及び事務所等を設置している法人等につきましては、住所の変更が生じます。

（例）草津市野路町 ○○番地△ → 草津市南草津プリムタウン▲丁目●番地×

住民票、印鑑登録および戸籍関係の書類、課税台帳などは市で変更しますが、自動車運転免許証の住所変更など、区域内にお住まいの方ご自身で行っていただく手続きがあります。区域内にお住まいの方には、『住所変更手続きのご案内』および住所変更の手続きに必要となる『住所変更証明書』を5月22日（月）以降に発送いたします。

【周知について】

令和5年4月 市議会議員への資料提供
区域内および隣接する町内会へ周知予定
令和5年5月 市広報5月号に掲載予定
記者提供
市ホームページに掲載

【庁内調整について】

- ・各所属において住所変更に伴うシステム変更、窓口対応等に必要となる資料・データについては各所属へ照会し把握しており、換地処分公告に合わせて提供する予定です。
- ・区域内にお住まいの方に発送する『住所変更手続きのご案内』の内容については各所属に内容確認を行っていただき作成しております。（4月に最終確認の予定）
- ・警察署や郵便局などの関係機関においても協議実施しており、調整済みです。